

Weekly Report

第666号
令和4年9月26日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

10月から適用となる主な制度(社保関係)

来月から適用が開始となる制度のうち、社会保険(厚生年金・健康保険)に関する主な制度は以下のとおりです。

◎短時間労働者の社会保険適用拡大……厚生年金の被保険者数が常時101人以上の特定適用事業所(現行は501人以上)で働くパート・アルバイト等の短時間労働者で、①週の所定労働時間が20時間以上、②月額賃金が8.8万円以上、③2ヵ月を超える雇用見込み(現行は1年以上の見込み)、④学生ではない、のすべてに該当する場合は新たに社会保険の適用対象となります。

◎被保険者資格の雇用期間要件の取扱い変更……2ヵ月以内の期間を定めて雇用される方は社会保険の適用除外とされていますが、当初の雇用期間が2ヵ月以内であっても、2ヵ月を超えて雇用されることが見込まれる場合(就業規則や雇用契約書等で契約が更新される旨が明示されている等)は、雇用期間の当初から社会保険に加入となります。

なお、上記の短時間労働者についてもどうようです。

◎社会保険の適用事業所の追加……常時5人以上の従業員を雇用している士業(弁護士、税理士、司法書士など)の個人事業所は、社会保険の強制適用事業所になります。

◎育児休業等期間中の社会保険料免除要件の見直し……これまでの保険料免除要件(育児休業等の開始日が属する月から終了日の翌日が属する月の前月まで)に加えて、開始日が属する月に14日以上の子育て休業等を取得した場合も免除となります。また、賞与保険料は1ヵ月超(暦日で計算)の子育て休業等を取得した場合に免除となります。

インボイス発行事業者の登録申請手続

消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度(適格請求書等保存方式)が実施される令和5年10月まで残り1年となりました。

インボイス制度の実施により、適格請求書発行事業者が発行するインボイス(適格請求書)の保存が仕入税額控除の要件となりますが、適格請求書発行事業者になるには登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。登録を受けるかどうかは事業者の任意となりますので、事業内容などに応じて登録の可否を検討しましょう。

なお、令和5年10月から適格請求書発行事業者の登録を受けるには、原則として令和5年3月までに登録申請書を提出する必要があります。

台風により損害を受けた場合は

台風14号及び15号の災害により、現在10県(静岡、山口、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)の309市町村に災害救助法が適用され、災害復旧貸付の実施やセーフティネット保証4号の適用など被災中小企業対策が実施されています。

また、個人の住宅などが損害を受けた場合は「雑損控除」又は「災害減免法による所得税の軽減免除」のどちらか有利な方法を選択することで、所得税の全部又は一部を軽減することができます。